

連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第4項の規定によりその例によることとされる同条第1項の規定に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する協約を次のとおり締結する。

別表中1の(2)の表を1の(3)の表とし、1の(1)の表を1の(2)の表とし、同表に1の(1)の表として次のように加える。

- (1) 産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成

地域の強みを生かした産業振興	取組の内容	魅力的な産業が形成された地域づくりを図るため、一般財団法人旭川産業創造プラザを中心とした支援体制の下、圏域が持つ強みを活用した販路の拡大を促進するとともに、あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、ユネスコ創造都市ネットワーク加盟効果を生かして、デザインを活用した産業振興を行う。
	甲の役割	一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業に対し、支援を行う。 あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業を企画するとともに、当該事業に関する活動に取り組む。 甲の区域内の事業者に対し、当該産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。
	乙の役割	あさひかわ創造都市推進協議会と連携し、デザインを活用した産業振興に係る事業に関する活動に取り組む。 乙の区域内の事業者に対し、一般財団法人旭川産業創造プラザによる圏域の産業支援に係る事業及び当該産業振興に係る事業に関する情報を提供する。

別表3の(1)のアの表二次救急医療の連携の項の前に次のように加える。

初期救急医療の連携	取組の内容	圏域内の夜間及び休日等における救急患者を甲の区域にある初期救急医療機関が受け入れることにより、救急患者の診療体制を確保・維持する。
	甲の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を輪番制で実施するに当たり、関係機関との調整を行う。
	乙の役割	甲の区域にある初期救急医療機関が初期救急医療を実施するに当たり、応分の経費を負担する。

別表3の(1)のウの表不登校児童生徒の受入機関の共同利用の項中「旭川市適応指導教室」を

「旭川市教育支援センター」に改める。

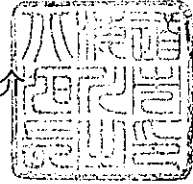
この協約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年 1月11日

旭川市7条通9丁目48番地

甲 旭川市

旭川市長 今津寛介



上川郡上川町南町180番地

乙 上川町

上川町長 佐藤芳治

